

東近江市住まいる事業補助金要件チェックリスト

住まいる事業補助金の「市民子育て住宅取得事業」又は「Uターン者住宅取得事業」の要件に合致するかを確認するチェックリストです。質問3で「はい」と回答された方は「市民子育て住宅取得事業」に、質問5又は6で「はい」と回答された方は「Uターン者住宅取得事業」の要件に合致しますので、交付申請を行うことができます。

＜申請者の要件＞

質問	交付対象要件	はい	いいえ
	補助金の交付対象となる住宅の所有権を2分の1以上有している。	<input type="checkbox"/> 質問1へ	<input type="checkbox"/> 所有権を2分の1以上有する方が申請してください。

質問	交付対象要件	はい	いいえ
1	平成31年1月1日時点で、東近江市内に住民票があり、引き続き市内に住民票がある。	<input type="checkbox"/> 質問2へ	<input type="checkbox"/> 質問4へ

市民子育て住宅取得事業の要件

2	交付申請時に0歳児から中学校修了前の子どもがいる世帯で、補助金の交付対象となる住宅に引き続き、その子どもと同居する。	<input type="checkbox"/> 質問3へ	<input type="checkbox"/> 交付対象外です。
3	平成31年1月1日時点で、申請者は40歳未満である。 (昭和54年1月2日以降生まれである。)	<input type="checkbox"/> 交付対象です。 (市民子育て)	<input type="checkbox"/> 交付対象外です。

Uターン者住宅取得事業の要件

4	補助金の交付対象となる住宅に住民票を異動する日から起算して2年間以上東近江市以外の市区町村に住民票がある。(東近江市から2年以上転出していた。)	<input type="checkbox"/> 質問5へ	<input type="checkbox"/> 交付対象外です。
5	過去に東近江市に居住しており、それを証明できる書類がある。 ※この要件に合致する場合は、 <u>交付申請書に証明できる書類を添えて御提出ください。</u>	<input type="checkbox"/> 交付対象です。 (Uターン者)	<input type="checkbox"/> 質問6へ
6	両親又は祖父母が、平成31年1月1日時点で東近江市内に住民票があり、引き続き市内に住民票がある。 (義父母、義祖父母が市内に住民票がある場合でも可)	<input type="checkbox"/> 交付対象です。 (Uターン者)	<input type="checkbox"/> 交付対象外です。

上記のとおり、私は 市民子育て住宅取得事業 Uターン者住宅取得事業 の要件に合致しますので、交付申請を行います。

(申請者)

住所

氏名

印